7 日 獣 発 第 61 号 令和 7 年 5 月 7 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 会 長 藏 内 勇 夫 (公印及び契印の押印は省略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、令和7年5月1日付け7消安第234号をもって農林 水産省消費・安全局長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、カシューナッツ殻液を飼料添加物として新規指定し、 規格・基準を定めたため、告示及び省令の一部が改正されたことについて、 会員への周知を求められたものです。

つきましては、貴会関係者への周知方、よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当: 桒野

TEL:03-3475-1601

E-mail: kuwano@nichiju.or.jp

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、別紙1のとおり本日付けで公布されましたので御了知の上、本改正事項について、貴団体の会員又は組合員に対する周知徹底方お願いします。

なお、本改正の概要については、別紙2を御参照ください。



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正の概要

1 改正の趣旨

- (1) 飼料添加物は、飼料安全法*1第2条第3項に基づき、告示*2において指定され、第3条第1項に基づき、省令*3において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。
- (2) 今般、カシューナッツ殻液を飼料添加物として新規指定し、規格・基準を定めるため、告示及び省令の一部を改正することになりました。

2 改正の概要

告示において、飼料添加物として指定しました。また、省令において、飼料及び飼料添加物の規格・基準(対象家畜、添加上限量、含量や不純物等の規定等)を設定しました。

本剤に関する告示及び省令の改正は、令和7年5月1日に施行されます。

- ※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)
- ※2 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件(昭和51年7月24日農林省告示第750号。
- ※3 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)

(ご参考)

○官報 令和7年5月1日(号外第98号)に掲載されております。

URL : https://www.kanpo.go.jp/

 $\mathsf{QR} \sqsupset - \mathsf{F}$



担当: 農林水産省 消費・安全局

畜水産安全管理課

飼料安全基準班 飼料添加物担当

TEL: 03-3502-8111 (内線: 4546)

〇農林水産省告示第六百七十八号

餇 料 の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和二十八年法律第三十五号)第二条第三項の規定に

基づき、 昭和五十一 年農林省告示第七百五十号 (飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第

の一部を次のように改正し、

公 布

の日から施行する。

令和七年五月一日

三項に基づき飼

料添加物を定める件)

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、 改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

―デアミノ―2―ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル、2シメチオニン、2―デアミノ―2―ヒドロキシメチオニンスプロピルエステル、2、炭酸マグネシウム、炭酸マンメン・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ン A 油、 ウム、コ ラアミノ安息香酸、 ファン、 ニウム、 化マグネシウム、シアノコバラミン、硝 シウム、 カンタキサンチン、 L-メチオニン、 ヒドロキシコレカルシフェロール、 -パントテン酸カルシウム、D―ビオチン、ビタミンA末、ビタミ、アミノ安息香酸、L―バリン、D―パントテン酸カルシウム、L酸アミド、3―ニトロオキシプロパノール、乳酸カルシウム、パ ナジオン亜硫酸水素ナトリウム、 デアミノ―2―ヒドロキシメチオニン銅、2―デアミノ―2― ア ビン キシメチオニンマンガン、 酸チアミン、 ルギニン、 リウムカルシウム、 -カロチン酸エチルエステル、 /酸ナトリウム、アスコルビン酸、 L―グルタミン酸ナトリウム、コハク酸クエン酸イサンチン、グアニジノ酢酸、クエン酸鉄、グルコ L | ビタミンD粉末、 レカルシフェロール、酢酸 タウリン、炭酸亜鉛、 カシ 塩化カリウム、塩化コリン、 ŀ L-イソロイシン、イノシト-アスタキサンチン、 レオニン、DL ユーナッツ殻液、L—カルニチン、β—カワ、塩酸L—ヒスチジン、塩酸ピリドキシン、 メナジオン亜 L―アスコルビン酸―2―リンL―アスコルビン酸―2―リン 改 シウ ビタミン ペプチドマンガン、 DL 炭酸コバルト、 硫酸水素ジメチルピリミジ Ļ 正 アミノ酢 フマル酸第一鉄、ン D³油、ビタミン レオニン鉄、 ートリプトファン、 アセトメナフト IJ ヨウ化カリウム、 d1 後 塩酸ジベンゾイル フラビン、 酸チアミン、 α — トコフェ 酸 ビタミンE粉末、 アミノ―2―ヒドロキ、炭酸水素ナトリウムアミン、水酸化アルミ ニコチン酸、 DL DL **一アラニン、** IJ βーカロチン、 ペプチド亜公子と粉末、25-葉酸、 レートリ Á ボフラビン 「ロール、酸ン酸鉄ナトリルコン酸カル メチオニン、 β 酸酸 p — アポー 殴エステル 殴エステル ノ チアミン 力 エL デン酪素 塩酸L ニコチ ルシフ ーア ル、 プト 鉛 ス ン酸ナトリウム、アニジノ酢酸、ク フェ ン、 ロキシメチオニン銅、ロキシメチオニンイソ 炭酸マンガン、2―デアミノ―2―ヒドロキシメチオニン、2―デ酸亜鉛、炭酸コバルト、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、ノコバラミン、硝酸チアミン、水酸化アルミニウム、タウリン、炭 ナト ジオン亜 ウム、D―ビオチン、ビタミンA末、ビタミンA油、 ロオキシプロパノール、 ンガン、 アミノー2―ヒドロキシメチオニン亜鉛、2―デアミノー2―ヒド ロール、 ―アルギニン、L―イソロイシン、イノシトール、 ナトリウム、 ―バリン、D―パントテン酸カルシウム、 ―リジン、L―カルニチン、β―カロチン、カンタキサンチン、グ エロール、 マグネシウム、アスタキサンチン、 キシメチオニンイソプロピルエステル、 塩酸チアミン、 ビン 口 ビタミン D3 リウムカルシウム、 ―アスコ DL ペプチドマンガン、 酢酸 ル、 硫酸水素ジメチルピリミジノール、 DL チン酸エチルエステル、 、ミン、塩酸L―ヒスチジン、塩酸ピリドキシン、塩酸L塩化カリウム、塩化コリン、塩酸ジベンゾイルチアミン はナトリウム、コルビン酸、 レオニン鉄、 ートリプトファン、 ヨウ化カリウム、 フマル酸第一 d1 クエン酸鉄、グルコン酸カルシウム、L—グルタミ 油、 コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、コレカルシフェ フラビン、 α―トコフェロール、酸化マグネシウム、シア 2―デアミノ―2―ヒドロキシメチオニンマ ビタミンE粉末、 、L―アスコルビン酸―2―リサンチン、アセトメナフトンスコルビン酸―2―リ 乳酸カルシウム、パラアミノ安息香 ニコチン酸、 鉄、 改 DL IJ ペプチド亜鉛、ペプチド鉄、ペプチ、ヒ粉末、 25 ―ヒドロキシコレカルシ 葉酸、 ボフラビン酪 L―トリプトファン、 正 メチオニン、 前 ヨウ素酸カリウム、 ニコチン酸アミド、 DL 2―デアミノ―2―ヒド **酸―2―リン酸エステル酸―2―リン酸エステル酸カルシウム、L―アス** メナジオン亜 L-メチオニン、 ―パントテン酸カルシ ステ 工 ビタミンD粉 ールゴカ アラニン、 Lートレオニ β 硫酸亜鉛 ヨウ素酸 水素 1-アポ 3 ハルシフ 酸

製剤

トリウム(結晶)並びにこれらのいずれかを有効成分として含有するリウム(乾燥)、リン酸二水素ナトリウム(乾燥)、リン酸二水素ナカリウム(乾燥)、硫酸マンガン、硫酸L―リジン、リン酸二水素カグネシウム(結晶)、硫酸マンガン、硫酸L―リジン、リン酸一水素が、硫酸コバルト(結晶)、硫酸鉄(乾燥)、硫酸銅(乾燥)、硫酸明(乾燥)、硫酸明(乾燥)、硫酸明(乾燥)、硫酸明(乾燥)、硫酸明(乾燥)、硫酸明(乾燥)、硫酸明(乾燥)、硫酸明(乾燥)、硫酸明(乾燥)、硫酸明(乾燥)、硫酸明

○農林水産省令第二十三号

餇 料 の安全性の 確保及び品質の改善に関する法律 (昭和二十八年法律第三十五号) 第三条第一項の規定に

基づき、 餇 料及び 餇 料添 加物 の成分規格等に関する省令の一 部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月一日

農林水産大臣 江藤 拓

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

餇 料 . 及び 餇 料 添加物の 成分規格等に関する省令 (昭和五十一 年農林省令第三十五号) の 一 部を次のように

改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分 (以 下 「傍線部分」という。) でこれに対応す

る改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、 改正後欄に掲げる規

定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 これを加える。

改正後	改正前
別表第1 (第1条関係) 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の 基準	別表第1 (第1条関係) 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の 基準
① 飼料一般の成分規格	(1) 飼料一般の成分規格
ア〜ナ (器)	ア〜ナ (器)
三 ① 牛を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材	(新穀)
料を含む。)以外の飼料は、飼料添加物であるカシューナ	
<u>ッツ殻液を含んではならない。</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
*	
ーナッツ殻液として0.1%以下でなければならない。	
[2] ~ (4) ((2) ~ (4) (略)
(5) 飼料一般の表示の基準	⑤ 飼料一般の表示の基準
ア (略)	ア (略)
イ 飼料 (飼料添加物を含むものに限る。) には、次に掲げる事	イ 飼料 (飼料添加物を含むものに限る。) には、次に掲げる事
項を表示しなければならない。	項を表示しなければならない。
	[7] ~ (1) (略)
(f) (I)のウに掲げる表、(I)のキの(I)、ケの(I)、コの(I)及び二の	(# 11)のウに掲げる表、11)のキの①、ケの① <u>及びコの②</u> 、②の
①、①のエからカまで、②のキに掲げる表並びに③のケ及び	エからカまで、①のキに掲げる表並びに②のケ及びサからハ
サからハまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあ	までに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、
つては、対象家畜等	対象家畜等
	(対) ~ (サ) (四各)
(注) (略)	(注) (略)
₩	ウ (略)
2~6 (帮)	2~6 (略)

別表第2 (第2条関係)

 $1\sim6$ (器)

飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液 ラン糖類定量表の規定 標準液、色の比較液、計量器・用器、 ろ紙、滅菌法及びベルト

(器)

試薬・試液

6-(8,11-ペンタデカジエニル) サリチル酸 亜鉛(標準試薬)~ベンゼン、残留農薬試験用

75%以上

25分の間に現れる全ての成分のピーク面積の総和を100と ロマトグラフ法により試験を行う。 溶液とする。 溶かし、標線までアセトニトリルを加えて5mLとし、試料 5 加の全量フラスコに入れ、 それに対する主ピークの面積百分率を求め、 本品約5mgを0.1mgの桁まで量り、その数値を記録 この溶液20μLにつき、 アセトニトリルを加えて 試料溶液注入後、0~ 次の操作条件で液体ク

別表第2 $1\sim6$ (第2条関係) (器)

ラン糖類定量表の規定 造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液 標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルト 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製

(器)

試薬・試液

(器)

亜鉛(標準試薬)~ベンゼン、残留農薬試験用 (晃

(新設)

 $C_{22}H_{32}O_{3}$

カラム温度:25°C付近の一定温度

シリカゲルを<u>充</u>填する。

操作条件

檢出器:荷電化粒子検出器

カラム:内径4.6mm、長さ150mmのステンレス管に粒径

5 μmの液体クロマトグラフ用オクタデシルシリル化

移動相:液体クロマトグラフ用アセトニトリル・水・

酢酸混液(80:20: 1)

流量:<u>每分約2.0mL</u>

 $\stackrel{\frown}{\infty}$ 11, 14一ペンタデカトリエニル) サリチル畷

 $H_{30}O_3$

含量 85%以上

定量法 6-(8,11―ペンタデカジェニル) サリチル螺の

(新設)

 C_{22}

定量法を準用する。

(8一ペンタデセニル) サリチル酸 $C_{22}H_{34}O_{3}$

含量 80%以上

定量法を準用する。 6-(8,11-ペンタデカジエニル) サリチル駿の

 $\stackrel{(3)}{\sim}$ 中心製
つ
ン
ラ
ン
ラ
ン
ラ
ン
ラ
ン
ラ
ン
ラ
ン
ラ
ン
ラ
ン
ラ
ン
ラ
ン
ラ
ン
ラ
ン
ラ
ン
ラ
ン
ラ
ン
ラ
ン
ラ
ン
ラ
と
り
と
り
と
り
と
り
と
り
と
り
と
り
と
り
と
り
と
り
と
り
と
り
と
と
り
と
り
と
り
と
と
り
と
り
と
り
と
り
と
と
と
り
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と
と (器)

各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

カシューナッツ殻液

製造用原体 成分規格

11―ペンタデカジエニル)サリチル畷、6―(8, 11, 本品は、定量するとき、アナカルド酸(6-(8,

ペンタデセニル)サリチル酸の総和)を59%以上含む。 |4―ペンタデカトリエニル) サリチル骸及び6―(8―

物理的・化学的性質 本品は、茶色~黒褐色の粘性の油液 である。

確認試験 につず、 り試験を行うとき、試料溶液及び標準液から得た6― 11一ペンタデカジエニル) サリチル쩷、6一(8, 定量法の操作条件で液体クロマトグラフ法に、 定量法により調製した試料溶液及び標準液5µL

8一ペンタデセニル)サリチル酸の各成分のピークにか 14-ペンタデカトリエニル)サリチル酸及び6-

純度試験

かる保持時間は一致する。

(原子吸光光度法第1法) により鉛の試験を行うとき その量は4µg/g以下でなければならない。 本品2.5g (2.45~2.54g) を量り、鉛試験法

験法第3法により試料溶液を調製し、 方法によりヒ素の試験を行うとき、 本品0.5g (0.45~0.54g) を量り、ヒ素試 吸収液の色は、標 装置Aを用いる

準色より濃くてはならない (4 μg/ g 以下)。

(新設)

 $\stackrel{(3)}{\sim}$

<u>=</u> } 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(新設)

サリチル酸の各ピーク面積を測定し、 エニア)サリチル酸、6一 次の条件で液体クロマトグラフ法により試験を行う。得 エチルを加えて試料溶液とする。この溶液 5 pLにつき、 を記録し、遠心沈殿管に入れ、 によりそれぞれの濃度を求め、次式により含量を算出す リエコア) サリチア畷及び6― られたクロマトグラムから6―(8,11―ペンタデカジ 用いて量り、20mLの全量フラスコに入れ、 その後、 酸エチル10mLを加えて溶かし、 (0.45µm) を用いてる過し、 本品約0.15gを0.001gの桁まで量り、その数値 30分間静置し、 上澄液をメンブランフィルター (8, 11, 14―ペンタデカト ろ液 2 mlを全量ピペットを 全量ピペットを用いて酢 1分間激しく撹拌する。 (8ーペンタデセコル) 別に求める検量線 標線まで酢酸

 $\frac{S_1 = C_1 \times (f_1/100) \times 0.01/W}{S_2 = C_2 \times (f_2/100) \times 0.01/W}$ $\frac{S_3 = C_3 \times (f_3/100) \times 0.01/W}{S_3 = C_3 \times (f_3/100) \times 0.01/W}$

アナカルド酸の含量 (%) = $S_1 + S_2 + S_3$ S₁:6—(8, 11—ペンタデカジェニル) サリチ

S₁:6—(8,11—ペンタデカジエニル)サリチ ル酸の含量(%) S₂:6—(8,11,14—ペンタデカトリエニル) サリチル酸の含量(%)

<u>3.:6--(8-ペンタデセニル)サリチル酸の含量(%)</u>

C.1: 検量線から求めた試料中の6一 (8, 11一ペンクデカジエニル) サリチル酸の濃度 (ng/ml)

<u>2:検量線から求めた試料中の6―(8,11,</u> 14―ペンタデカトリエニル)サリチル酸の濃 度(μg/mL)_

3<u>: 検量線から求めた試料中の6— (8—ペンタ</u> デセニル) サリチル酸の濃度 (μg/mL)

6-(8,11-ペンタデカジエニル) サリチ ル酸標準品の純度 (%)

6-(8, 11, 14-ペンタデカトリエニル) サリチル酸標準品の純度(%)

6-(8-ペンタデセニル) サリチル酸標準 品の箔威 (%)

W: 試料採取量(g)

検出器:紫外吸光光度計(測定波長:280nm)

カラム:内径4mm、長さ75mmのステンレス管に粒径 化シリカゲルを充填する 3 µmの液体クロマトグラフ用オクタデシルシリル

カラム温度:25°C付近の一定温度

移動相:液体クロマトグラフ用アセトニトリル・水 ・酢酸混液 (80:20:1)

流量:毎分約2mL

カラムの選定:6―(8,11―ペンタデカジエニル 順に溶出し、 ラ쩷、6―(8―ペンタアカコラ)キリチラ쩷の を酢酸エチルに溶かし、10mLの全量フラスコに入 ワ)サリチル輟標準品10mg(9.5~10.4mg)ずつ サリチル酸標準品及び6-(8-ペンタデセニ この溶液 5 μLにつき、上記の条件で操作すると 更に酢酸エチルを標線まで加えて10mLとする (8, 11―ペンタデカジエニル) サリチ その分離度が11以上のものを用いる

検量線の作成

て溶かし、標線まで酢酸エチルを加えて10mLとし、 標準品10mgを0.1mgの桁まで量り、 準原液とする。この標準原液の一定量に酢酸エチル 6-(8,10mLの全量フラスコに入れ、酢酸エチルを加え $\stackrel{\frown}{\infty}$ 11一ペンタデカジエニル) サリチル酸標 11-ペンタデカジエニル) サリチル쩷 その数値を記録

サリチル酸のピーク面積を求めて検量線を作成する 含有するように正確に希釈し、 ロマトグラフ法により試験を行う。 液5μLにつき、以下試料溶液の場合と同様に液体ク を加え、 トグラムから6― 1 mL中に50μg、100μg、250μg及び500μgを 11ーペンタデカジエコラ) 標準液とする。標準 得られたクロマ

チノを加えて10mLとし、 チル酸標準品それぞれ10mgを0.1mgの桁まで量り、 準原液と同様に操作し、 6-(8,11-ペンタデカジエニル)サリチル駿標 デカトリエニル)サリチル酸標準原液及び6―(8 その数値を記録し、 <u>-ペンタデセニル)サリチル酸標準液とする。以下</u> サリチル酸及び6一 酢酸エチルを加えて溶かし、 6-(8, 11, 14-ペンタデカトリエニル それぞれ10mLの全量フラス<u>コ</u>に (8ーペンタデセニル) サリ 6-(8,検量線を作成する。 11, 14ーペンタ 標線まで酢酸エ

\leq 製造の方法の基準

カシューナッツ殻を加温せずに圧搾し、 ろ過して製造す

保存の方法の基準

<u> 遮光した気密容器に保存すること。</u>

製剤

成分規格 本品は、カシューナッツ殻液製造用原体に必要に応じて

水を加え、賦形物質を混和した粉末である。

するアナカルド酸を含む。 本品は、定量するとき、 表示量の90~120%に相当

確認試験 用する。 カシューナッツ殻液製造用原体の確認試験を準

定量法 <u>カシューナッツ殻液製造用原体の定量法を準用す</u> まで」とあるのは「カシューナッツ殻液約75mgを含む量 この場合において、 「本品約0.15gを0.001gの桁

$\frac{\Xi と。}{(0.00000000000000000000000000000000000$	⚠ 保存の方法の基準水濡れ、湿気及び直射日光を避け、密閉容器に保存する	の本品を有効数字3桁まで」と読み替えるものとする。
③~ (165) (略)		

附

則

この省令は、公布の日から施行する。

〇農林水産省告示第六百七十九号

餇 料 の安全性の 確保及び品質の改善に関する法律 (昭和二十八年法律第三十五号) 第二十六条第一項の規

定に基づき、 餇 料の 公定規格 (昭 和 五十一 年農林省告示第七百五十六号) の <u>ー</u> 部を次のように改正し、

令和七年五月一日の日から施行する。

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改める。

同 (144) (略)		19-1 (2020 (5))	リイダー内(たの2の(4)) (器)回(144)		同 <u>(144)</u> フィターゼ(その2の(3))	同 (144) (略) $7 7 7 9$ 一ゼ (その2の(2))	同 <u>(144)</u> (略) $フィターゼ(その2の(1))$	$\frac{144)}{749-\text{\'e}} (\text{\ref} (\text{\ref} 01)$	守に関りる目市(昭和31 十辰本 省令第35号)別表第2の8の <u>(</u>	飼料及び飼料添加物の成分規格 (略) 第7日本の大学の大学技術 (略)	フィターゼの種類	(略)	2 配合飼料の非フィチン態りんの成分量			お1年 (略) 第2章 アミノ酶及び非フィチン能りんの成分量並びに可消化権分	1の 1 善	•	備考	改正後
											算出方法				日日の日本	分量がびに可消化素分	次のとおりとする。			
同 (143) フィターザ(その2の(7))	FJ (143) フィターゼ (その2の (6))	718-# (2020 (5))	ライターを(その2の(4)) 同(143)	(200	同 (143) フィターゼ(その2の(3))			$\frac{143)}{749}$ — \dot{z} (z (z (z (z))	等に関りの目市(昭和31十层外 省令第35号)別表第2の8の <u>(</u>	Ţ	フィターゼの種類	(毘洛)	2 配合飼料の非フィチン態りんの成分量	1 (略)		第2章 アミノ酶及び非フィチン能り4,の成分量並びに可消化養分	1の 1 善	•	備考	改正
													至		È		X			П

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件」の一部改正、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正及び「飼料の公定規格」の一部改正について

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。)第2条第3項において、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定すると規定されており、当該飼料添加物については、<u>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件(昭和 51 年農林省告示</u>第 750 号。以下「告示」という。)において指定されている。

また、法第3条第1項の規定により、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて (同条第2項)飼料若しくは飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、 当該成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。)において定められている。

2 改正の趣旨

メーカーから要望があったことを受け、カシューナッツ殻液を飼料添加物に指定すると ともに、当該飼料添加物について成分規格等を定める。

なお、今般の改正に当たって農業資材審議会に意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得た。

3 改正の内容

- ① 告示第2号に、飼料添加物としてカシューナッツ殻液を追加する*1。
- ② 省令別表第1の1の(1)に、牛を対象とする飼料中のカシューナッツ殻液の含有量及び飼料添加物としてのカシューナッツ殻液は牛以外を対象とする飼料に用いてはならない旨を規定する**2。
- ③ 省令別表第2の7の(2)に、カシューナッツ殻液の定量法等に用いる試薬・試液について規定する。
- ④ 省令別表第2の8に、カシューナッツ殻液の成分規格等を規定する。
- ⑤ 飼料の公定規格(昭和 51 年農林省告示第 756 号) 備考 3 第 2 章 2 ** 3 について、省 令別表第 2 の 8 の項ズレにあわせて改正する。
- ※1 告示の各号は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則(昭和51年農林省令第36号)第1条において定める各用途に対応しているところ、カシューナッツ殻液の用途は、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給に該当することから、告示第2号に追加する。規定順は数字、アルファベットを除いた五十音順による。

※2 規定順は制定順による。

※3 飼料の公定規格備考3第2章2は、配合飼料の非フィチン態りんの成分量について計算式等を定めており、同項の表においては、計算式に登場する変数 aP の算出方法を規定している。

4 カシューナッツ殻液の表示等について

カシューナッツ殻液は、従前より飼料原料として、専ら家畜等の栄養に供することを目的として使用されている。

今般の告示の改正により、カシューナッツ殻液は、牛のゲップ等由来の温室効果ガス (Green House Gas。以下「GHG」という。)を削減する目的の飼料添加物として指定され、 当該目的で、牛用飼料に添加して用いることが可能となる。

今後も、カシューナッツ殻液を飼料原料として使用することは差し支えないが、飼料添加物とは使用目的が異なることを踏まえ、同物質を使用した飼料における表示については、上述の意味の混同を避けるため、<u>飼料原料として使用される場合には「カシューナッツ殻油」と、飼料添加物として使用される場合には「カシューナッツ殻液」と記載することとする。</u>

また、目的に応じた表示のある製品を使用する必要があることから、<u>飼料添加物として販売され又は飼料の製造に用いられたものを飼料原料として取り扱ったり、飼料原料として販売され又は飼料の製造に用いられたものを飼料添加物として取り扱ったりしないよう</u>ご留意願いたい。

<u>なお、指定日以前に製造された製品については、飼料添加物又は飼料原料のどちらに該当するかをカシューナッツ殻液の製造業者において判断の上、適切な表示となるようにされたい。</u>

5 牛を対象とする飼料におけるカシューナッツ殻液の含有量について

生を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を除く。)中のカシューナッツ 設液の含有量は、省令別表第1の1の(1)の二の(イ)の規定に基づき、0.1%以下でなければならない。この含有量には、飼料原料として使用されるものを含めることとしている。

また、飼料中の含有量については、0.1%のカシューナッツ殻液が 0.065%のアナカルド酸に相当するとして測定する。

6 カシューナッツ殻液の GHG 削減効果について

GHG 削減効果があるとされる資材の飼料安全法における取扱いについて(令和5年12月26日付け農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知。5消安第5441号。以下「通知」という。)別紙の規定により、GHG削減効果があるとして、飼料添加物としての指定を受けたものでなければ、GHG削減効果を表示してはならない、としている。

そのため、カシューナッツ殻液又はこれを含む飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者に対しては、飼料添加物の規格等を満たすカシューナッツ殻液でなければ GHG 削減効果を

表示できないことや、飼料添加物としてのカシューナッツ殻液を牛用飼料以外には使用できないこと等を正しく認識し、関係する法令及び通知の規定を遵守して適切に表示及び使用等をするよう周知徹底する。

- 7 施行期日令和7年5月1日
- 8 パブリックコメントの実施期間 令和6年10月28日~11月26日